

Weekly Report

第668号
令和4年10月11日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

事業所得と業務に係る雑所得の判定基準

国税庁が意見公募(パブコメ)を実施していた所得税基本通達の改正案では、給与所得者の副業に係る所得等について、収入金額が300万円以下の場合、原則として事業所得ではなく業務に係る雑所得として取扱うことが示されましたが、7千件を超える意見が寄せられた結果、改正案を修正した通達が公表されました(令和4年分以後の所得税に適用)。

◆収入金額による判定基準を修正した改正通達

この改正は、副業収入を雑所得ではなく節税メリットが大きい事業所得として申告するケースが増加していることなどに対応するため、雑所得の範囲を明確化するものですが、改正案に多くの指摘や反対意見があったことから修正し、本業か副業かは問わず記帳・帳簿書類の保存の有無により、事業所得と業務に係る雑所得の区分を判定することとしました。

具体的には、「事業所得と認められるかどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度で行っている

かで判定する」ことを原則としつつ、「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合は、業務に係る雑所得に該当する」としました。

◆記帳・帳簿書類の保存の有無で判定

つまり、従来から事業所得者に義務付けられている記帳・帳簿書類の保存をしている場合は、概ね事業所得として取り扱われます。ただし、帳簿書類を保存している場合でも収入金額が僅少である場合や、所得を得る活動に営利性がない場合は個別に判断することとなります。

一方、記帳・帳簿書類の保存をしていない場合は、原則として事業収入と認められず、業務に係る雑所得に区分されます。

新たな法人形態「労働者協同」とは

今月から、労働者協同組合の設立や運営、管理などを定めた労働者協同組合法が施行されました。

労働者協同組合とは、①組合員が出資すること(組合員それぞれが一口以上出資)、②組合員の意見を反映して事業を行うこと(出資金額に関わらず一人一票の議決権・選挙権)、③組合員自ら事業に従事すること(組合は組合員との間で労働契約を締結)を基本原理とする組織です。労働者派遣事業を除くあらゆる事業を行うことができ、設立には行政庁の許認可等を必要としません。

なお、既に活動しているNPO法人や企業組合に対して、労働者協同組合に円滑に組織変更を行うための措置が設けられています。

協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者となっている方が現在も条件を満たしているかを確認するため、被扶養者資格の再確認を毎年度実施しており、今月上旬から「被扶養者状況リスト」が事業主に順次送付されます(提出期限は11月30日)。

確認の際、被扶養者が別居している場合は仕送りの事実と金額が確認できる書類(学生の場合は省略可能)、海外に在住している場合は海外特例要件(留学生など)に該当することが確認できる書類を併せて提出する必要があります。